

表2 家庭用品検査項目および規格基準

検査項目	用途	検査対象	規格基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤、 防菌防カビ剤	2歳以下の乳幼児用繊維製品	吸光度差が0.05以下または 16µg/g以下
		乳幼児用以外の繊維製品、 かつら等接着剤	75µg/g以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、 ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、 ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、靴クリーム、 ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30µg/g以下
TDBPP*1	防炎加工剤	繊維製品	検出しないこと
BDBPP*2	防炎加工剤	繊維製品	検出しないこと
DTTB*3	防虫加工剤	繊維製品	30µg/g以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、 シミ取り	家庭用エアゾル製品	0.1%以下
		家庭用洗剤	
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、 シミ取り	家庭用エアゾル製品	0.1%以下
		家庭用洗剤	
塩化水素 硫酸	洗剤	住宅用洗剤	10%以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗剤	家庭用洗剤	5%以下
容器試験	洗剤	住宅用・家庭用洗剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・ 耐アルカリ性、圧縮変形)による 容器強度を有すること
ジベンゾ[a,h]アントラセン	木材防腐・防虫剤	クレオソート油	10µg/g以下
		防腐・防虫木材	3 µg/g以下
ベンゾ[a]アントラセン	木材防腐・防虫剤	クレオソート油	10µg/g以下
		防腐・防虫木材	3 µg/g以下
ベンゾ[a]ピレン	木材防腐・防虫剤	クレオソート油	10µg/g以下
		防腐・防虫木材	3 µg/g以下

*1 TDBPP:トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

*2 BDBPP:ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

*3 DTTB:4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

【 検査研究課 家庭用品担当 】